

## 宇都宮市「暮らしの便利帳」官民協働発行业務に関する取扱要領

### (総則)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定及び宇都宮市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第6条の規定に基づき、市民に行政情報を提供する宇都宮市「暮らしの便利帳」（以下「暮らしの便利帳」という。）に民間企業等の広告を掲載して発行する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 暮らしの便利帳

市政に関する行政情報、地域や暮らしに関する地域情報および要綱および掲載基準に基づく有料広告で構成される冊子をいう。

(2) 行政情報

市が発信する、市民が安全で安心して快適に暮らすために必要な、市政に関するサービスや制度などの情報をいう。

(3) 地域情報

民間が企画し、発信する、地域の取り組みや暮らしに役立つ情報などをいう。

(4) 広告事業実施要綱等

要綱、掲載基準、この要領をいう。

(5) 発行业務者

この要領第4条に規定する市長の選定を得て、暮らしの便利帳の企画・デザイン印刷・発行・配布、広告主の募集、広告等の制作及び行政情報や地域情報の企画ページ作成等の業務を行なう事業者をいう。

(6) 広告主

この要領第6条第2項に規定する市長の審査を得て、暮らしの便利帳に広告を掲出する民間事業者等をいう。

(7) 広告内容

広告等で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(8) 宇都宮市広告選定委員会

要綱第10条に規定する、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための合議体をいう。

### (事業の役割分担)

第3条 発行业務者は、行政情報や地域情報の企画ページ作成や広告等のデザイン印刷・発行・配布業務および広告事業実施要綱等に基づく広告主の募集を担うものとする。

2 市は、行政情報に関し、市政情報の提供を行う。

3 発行事業者は、地域情報に関する情報収集や企画を行うほか、広告事業実施要綱等に基づき、有料広告の募集と広告を制作するものとする。

4 市長は、広告事業実施要綱等に基づき広告主と広告内容の審査を行うものとする。

#### **（発行事業者の選定）**

第4条 市長は、前条の業務を担う発行事業者を、公募型企画提案方式により選定するものとし、公募型企画提案方式に関し必要となる事項は、市長が別に定めるものとする。

#### **（広告の募集）**

第5条 市は、発行事業者が広告の掲出を希望する者を募集する場合、市のホームページ等に掲載して周知するものとする。

2 発行事業者は、独自に広告の掲出を希望する者を募集し、広告申込みに係る同意書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### **（広告主及び広告内容の審査）**

第6条 発行事業者は、広告の掲出を希望する者を選定したときは、当該広告を希望する者の広告申込みに係る同意書（様式第1号）を取りまとめ、広告掲出要件審査依頼書（様式第2号）を作成し、広告案及び企業概要の書類及びデータを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、発行事業者が選定した広告の掲出を希望する者と広告内容について、広告事業実施要綱等の規定に適合しているか否かを審査し、その結果を広告内容審査結果通知書（様式第3号）により発行事業者へ通知するものとする。

3 市長は、広告主及び広告内容の審査をするにあたり疑義が生じたときは、宇都宮市広告選定委員会に審査を求めることができるものとする。

#### **（広告内容の修正）**

第7条 市長は、広告内容が広告事業実施要綱等に違反しているとき、又は暮らしの便利帳に掲載する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、発行事業者に対して広告内容の修正を求めることができ、発行事業者は、これに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、発行事業者の負担とするものとし、市長は、修正によって生じた発行事業者の損害の賠償を行なわない。

#### **（広告主又は広告内容の変更）**

第8条 発行事業者は、自己の都合により広告主又は広告内容を変更しようとするときは、予め市長と協議するものとする。

#### **（広告内容についての責任）**

第9条 発行事業者は、広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

広告の内容に関する一切の責任は発行事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

発行事業者は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。

広告の掲載により、市に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされたときは発行事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

#### **(損害賠償責任)**

第10条 発行事業者は、広告活動による瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### **(発行および配布)**

第11条 発行事業者は、市長が定める指定期間内に市内全世帯へ配ることができる方法で配布するものとする。

2 発行事業者は、未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布を行うものとする。

3 発行事業者は、市長が定める指定期間内に市の関係機関や窓口へ配布するものとする。

#### **(経費)**

第12条 発行事業者は、印刷から製本及び配布に至る経費（増刷を含む）全てを負担するものとする。

#### **(著作権の帰属等)**

第13条 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属し、発行事業者が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。

2 発行事業者が製作する情報や広告は、発行事業者に帰属し、市が製作する他の媒体へ転載・引用等を行う場合は、発行事業者の許可を得るものとする。

3 発行事業者は、本冊子を増刷する場合、市の許諾を得るものとする。

#### **(様式)**

第14条 この要領に規定する広告申込みに係る同意書等の様式は、別に定める。

#### **(補則)**

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### **附則**

この要領は、平成23年12月28日から施行する。

この要領は、平成29年10月25日から施行する。